## ○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(1) 生駒市職員の修学部分休業に関する条例(平成26年10月生駒市条例第30号)新田対昭表(第1条関係)

現行 生物印職員の修子部分外来に関する条例(平成20年10月生物印条例第30万)	改正案
(大学等教育施設)	(大学等教育施設)
第3条 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設と	第3条 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設と
する。	する。
(1) 略	(1) 略
(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法 <u>第104条第4項第2号</u> の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(修学部分休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。) (3)~(6) 略	(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法 <u>第104条第7項第2号</u> の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(修学部分休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。) (3)~(6) 略

生駒市職員の目己啓発等休業に関する条例(平成26年10月生駒市条例第31号)新旧対照表(第1条関係)		
現行	改正案	
(大学等教育施設)	(大学等教育施設)	
第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設と	第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設と	
する。	する。	
(1) 略	(1) 略	
(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法 <u>第104条第4項第2号</u> の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。) (3)~(6) 略	(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法 <u>第104条第7項第2号</u> の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。) (3)~(6) 略	

(2) 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月生駒市条例第44号)新旧対昭表(第2条関係)

	( ) / Marie
現行	改正案
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による 大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学 若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業 した者	(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による 大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学 若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業 した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の 前期課程を修了した者を含む。)
(6)~(10) 略	(6)~(10) 略
4・5 略	4・5 略

牛駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年12月牛駒市条例第32号)新旧対照表(第3条関係)

(7) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農

術上の実務に従事した経験を有する者

学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関す

る科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技

改正案 現行 (技術管理者の資格) (技術管理者の資格) 第20条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 第20条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)~(5) 略  $(1)\sim(5)$  略 (6) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農 (6) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含 学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関す す。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する 課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した る科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者 (同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上 廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

> (7) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含 す。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する 課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修め て卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)

後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する (8)~(11) 略 (8)~(11) 略

(4) 生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年12月生駒市条例第60号)新旧対照表 (第4条関係)

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資 格は、次のとおりとする。

現行

(1) · (2) 略

(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において十木科又はこれ に相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者

(4)~(8) 略

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資 格は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の 工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当 する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者 については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6 年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(布設丁事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資 格は、次のとおりとする。

改正案

(1) · (2) 略

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含 む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて 卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4)~(8) 略

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資 格は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の 工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当 する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課 程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者に ついては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専 門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条 第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、 農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外 の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者に ついては5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7 年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道 に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) · (6) 略

- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) · (6) 略